

本市の具体的な取り組みについて

①景観重要河川の指定

一級河川「川内川」は、九州を代表する河川であり、市民生活と密着した水景文化空間といえます。そこで、川内川を「景観重要河川（一級河川では九州初）」として位置付け、今後、国土交通省と一体となり、川内川の景観形成に努めます。



②景観啓発地区の指定

景観形成のモデル地区として、入来麓周辺地区・蘭牟田池周辺地区・長目の浜周辺地区の3地区を景観啓発地区として位置付け、市と協働して重点的な景観形成を行います。



③地区コミュニティ協議会による景観提案制度の実施

地区コミュニティ協議会は、地元地区の良好な景観を有する地区や資産について、市長に提案することができます。地元地区として、保全活用したい景観を明らかにすること

で、地元だけでなく、広く市民の共有財産として認められることになります。市と地区が協働して景観づくりに取り組むことができ、観光などに活かすことが期待されます。

■提案例1

棚田



保全活用を目指す地区の提案

景観提案地区指定

- ①景観学習会の開催
- ②景観啓発地区指定申請に向けた検討(区域の考え方など)

景観啓発地区指定

- ①景観研修会の開催
- ②まち歩きの実施
- ③景観地区の具体的範囲検討
- ④建築物の形態意匠検討
- ⑤景観保全・活用方針検討

景観地区指定

■提案例2

石橋



保全活用を目指す資産の提案

景観重要資産指定

地元地区による積極的な保全活用

良好な景観形成上重要な建造物または樹木の検討

景観重要建造物・景観重要樹木指定

景観啓発地区(モデル地区)
 ●入来麓周辺地区
 ●蘭牟田池周辺地区
 ●長目の浜周辺地区
 これら3地区を景観形成のモデル地区として指定し、今後の景観形成の先進地とします。

■問合せ＝本庁企画政策課企画総務グループ(内線 4823)

ふるさとの景観を後世に伝えるために 景観条例および景観計画を策定しました。

ふるさとの景観は、先人たちが守り・伝えてきたものであり、未来へと受け継ぐべき大切なものです。本市では、良好な景観をつくり、地域の貴重な財産としての景観を高めるために「景観条例」および「薩摩川内市ふるさと景観計画」を策定しました。

甌大明神橋(上甌町)

わたしたちの身の回りにある「ふとした景観」「何げない景観」を見ることで、ハッとしたり、思い出がよみがえることはありませんか。景観は心に安らぎや潤いを与えてくれる力を持っています。本市には、そのような景観が多く残っています。市では市民・事業者・地区コミュニティ協議会および市が協働して、後世に誇れる良好な景観を保全

および創造し、快適なまちづくりと市民文化の向上に資することを目的とした景観条例を平成21年4月1日から施行します。また、平成21年10月1日から、大規模な建築物の建築や工作物の建設・開発行為などについて、良好な景観形成のために、景観法に基づいた基準を定めます。これにより、事前に市に対して届け出が必要となります。

薩摩川内市ふるさと景観計画の概要

◎目的

潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることにより、本市の持つ景観資源を市民共通の財産として、保全・活用し、次世代へ引き継ぐことを目的とします。

○『基本理念』

雄大な自然と悠久の歴史・文化を体感できるふるさと薩摩川内の風土づくり

○『基本方針』

地域力が守り、高める、ふるさと景観の創造

市民協働の基本的な考え方

景観の形成は、市民、事業者、地区コミュニティ協議会および市がそれぞれの長所を生かしながら連携・協力し、総合的、体系的に景観形成を進めていく必要があります。そこで、市民協働の基本的な考え方は次の四つとします。

- 《 保ちたい 》 周辺の景観環境を保つ。
- 《 守りたい 》 市民誰もが誇りに思う、景観資源を守る。
- 《 伝えたい 》 各地区の住民が誇る、残したい、守りたい景観づくりを心掛ける。
- 《 つくりたい 》 市民、事業者などおよび市が常に景観形成を意識する。



景観条例とは…

平成19年4月1日に景観法に基づく景観行政団体となった本市が、景観を保全・活用するために定めた条例です。

主な内容は以下の通りです。

- 市民、事業者などおよび市の責務
- 景観法に基づいた届出制度に関する事
- 景観提案制度に関する事

